

議 長 日程第5、議案第4号「松田町犯罪被害者等支援条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、北村和士君。

総務文教常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和8年3月12日。松田町議会議長、南雲まさ子殿。総務文教常任委員会委員長、北村和士。

総務文教常任委員会報告書。

本委員会は、令和8年3月12日に、委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和8年第1回議会定例会において付託された議案第4号「松田町犯罪被害者等支援条例」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。安全防災担当室長及び担当職員出席のもと、既に条例制定した市町の状況と、支援までの流れや具体的な支援方法等詳細な説明を受けました。審査の結果、適正なものであると判断いたしました。

以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第4号「松田町犯罪被害者等支援条例」に対する委員長の報告は可決です。議案第4号「松田町犯罪被害者等支援条例」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。